

注意！ 以下は、日本ボート協会の「競漕規則」(2020年4月改訂)の抜粋です。掲載の条文のなかの「項」を省略している部分もあり、また、随時更新されるので、レースに備えては、本書で

はなく、日本ボート協会・ホームページ掲載の最新の全文を確認しましょう。

第11条 (艇最小重量等)

3 艇計量の結果、最小重量に満たなかった場合は、そのクルーをそのレースの最下位とし、BUW(Boat Under Weight)と記録する。

なお、同一レースで複数のクルーに艇重量不足が生じた場合は、不足重量の少ないものほど上位とする。もしそのクルーが同じ種目の以後のラウンドに再度重量不足の艇で出漕した場合は失格となる。

第11条 細則

2 規定の重量に満たない艇は大会に出漕できない。ただし、おもりを積載固定し、艇の重量を満たす処置をしたときは、大会に出漕することができる。なお、おもりについては重量が変化しないものとする。

4 艇の重量に含まれるものは、次の各号のとおりとする。

(1)シート、リガー、クラッチ、ストレッチャー、シューズ、シート延長レールの通常装備品

(2)艇と一体若しくは艇に固定された艇内マイク用スピーカ

一お呼びその配線、その他の固定された電子機器装備品およびその配線

(3)シートに固着されたパッド等、艇および通常装備品に付帯され、容易に

取り外しが不可能な状態で固定された付属品

5 オールおよびバウナンバー等は艇の重量に含まれない。

6 艇計量に使用する計量機の数値は 0.1 キログラム単位で表示され、結果は、直ちに判明する仕様とする。なお、小数点第2位が表示される計量機の場合は、第2位を切り上げる。

7 上記艇の重量に含まれるもの以外は、軽量時に取り除かねばならない。ただし、艇の表面に自然に付着している水は除かなくて良い。

計量対象以外の例: 艇内残留水、工具およびボルト等部品類(積載固定されていないもの)、布類、スポンジ、時計、ペットボトル等

第17条 (レース間隔)

各レースは、同一種目の次のラウンドが始まる2時間以上前に終

了していなければならない。

第20条 (罰則等)

違反・不正行為等をしたクルー等になされる指導・罰則や不利益処分の内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 指導

レース中の他艇への妨害や侵害等を伴わない軽微なルール違反をしたクルーに対して、審判等が口頭で与えるもの。

(2) 警告

① 注意

レース中に、艇あるいはオールの全部または一部が自己のレーンの外に出たことによって、他艇に接触するおそれ、あるいは他艇の進路を妨害するおそれがあるクルーに対して、主審が当該クルーに口頭と白旗によって与えるもの。

注意は、イエローカードの前段階の警告であって、同一レースで度重なる注意を受けたクルー、注意に従おうとしないクルーに対して、主審はイエローカードを与えることができる。

② イエローカード(Yellow Card)

指導や注意の対象となる違反よりも重いルール違反をしたクルーに対する警告。同一ラウンド内で2回のイエローカードを受けるとレッドカード(除外)となる。イエローカードは、同じラウンド内(そのラウンドでのレースが成立するまで)は有効であるため、当該レースの延期または再レースの場合にも適用される。

③ レッドカード(Red Card 除外)

次の場合にクルーに対して与えられる警告。

ア 同一ラウンド内で2回のイエローカードを受けた場合。

イ 無断で発艇(スタート)時刻に遅れ、レースに参加しなかった場合(放棄)。

ウ その他重大なルール違反があった場合。

(3) 罰則・不利益処分

① 最下位付置

次の場合に、クルーが当該出漕レースの最下位に付される処分。

ア 艇計量の結果、その大会で当該クルーが初めて規定重量に満たなかった場合。

イ 決勝レースもしくは順位決定レースを放棄・棄権した場合、あるいは決勝レースもしくは順位決定レースでスタートしなかったり、途中で漕ぎやめてフィニッシュラインに到達しなかった場合。

② 除外

レッドカードを受けたクルーは、それ以降、当該大会における当該種目のすべてのラウンドに出漕できない。ただし、大会によっては、競漕委員会の判断で、予選に限って、レッドカードを受けたクルーを最下位付置として、次のラウンド(敗者復活)以降での出漕を認めることがある。

③ 失格(クルー単位)

対象となるクルーの当該大会に関する出漕資格を失わせ、当該大会中の全種目に出漕できないとする処分。

④ チームの失格(排除)

故意または重大な過失、もしくは組織的に艇計量の違反、無届での選手入替え、あるいは審判や大会役員、競技スタッフ、他の競技者等に対する暴言、暴行、威迫その他の重大なルール違反をした際に、当該クルーだけでなく、同一チーム・所属団体内から出漕しているすべてのクルーの当該大会に関する出漕資格を失わせ、当該大会中の全種目に出漕できないとする、競漕委員会の行う処分。

第20条 細則

2 予選においてレッドカードを受けたクルーが次のラウンド(敗者復活)に出漕できるか否かは、原則的には大会要項もしくは代表者会議により周知されなければならない。

- 3 前項の場合、レッドカードを受けたクルーは、他のクルーとの公平を期すため、予選レースを漕了しなければならない。
- 4 前項の場合、正常な競漕速度でレースを漕了しなければならない。本項に違反したクルーは失格になることがある。

第24条 (レース制限)

ジュニア競技者が、漕手として参加できるレースは1日に2回までとする。ただし、再レース等でやむを得ない理由のある場合は、

競漕委員会が決定する。

第25条 (舵手体重)

1 舵手の性別は問わないものの、その体重(軽量級レースの舵手を含み、マスターズ種目およびナックルフォア艇の舵手を除く。)は、ユニフォームおよび一部装着が認められたパーソナルアイテムを含め男子種目においては55kg以上、女子種目においては50kg以上とする。これに満たない者は、規定の重量に達するため、艇内の舵手に最も近い場所に、監視員から貸与された最大限15kgのデッドウェイトを置かなければならない。この場合において、舵手は、監視員の求めがあれ

- ばデッドウェイトの重量検査等を受けなければならない。
- 2 前項の舵手体重の計量は、出漕日ごと(同日に異なる種目に出漕する場合は、出漕種目ごと)に各自の最初のレースの2時間前から1時間前までに、競漕委員会があらかじめ指定した場所で行う。同じ舵手が規定時間内で受けることができる計量(公式計量)は1回限りとする。

第26条 (軽量級漕手の要件)

1 軽量級の種目では、漕手は次の要件を満たさなければ出漕できない。なお、漕手の体重はユニフォームおよび一部装着が認められたパーソナルアイテムを含めることとする。

(1) 男子

- ① シングルスカル漕手 72.5kg以下
- ② その他の種目舵手を除くクルーの平均体重が70kg以下で、かつ漕手個人の体重は72.5kg以下

(2) 女子

- ① シングルスカル漕手59kg以下
 - ② その他の種目舵手を除くクルーの平均体重が57kg以下で、かつ漕手個人の体重は59kg以下
- 2 前項の体重の計量は、出漕日ごと、かつ出漕種目ごとに各クルーの最初のレースの2時間前から1時間前までに、競漕委員会があらかじめ指定した場所で行う。

第27条 (競技者交代等)

1 すべてのクルーは、大会要項等で定める事前変更可能期間終了後からそのクルーの大会最初のレースの発艇(スタート)定刻1時間前までに、競漕委員会に届け出ることにより、同一所属団体に選手登録されている者の中から、漕手の半数までと舵手を代えることができる。この場合、レースナンバー、種目、クルー名、交代者の氏名、シート、交代の理由等を記入した責任者の署名のある文書によって届け出なければならない。

2 前項の規定に関わらず、シングルスカルの交代は認められない。ただし、事前変更可能期間終了後、予選までの間に出漕不可能な傷病(医師の診断書を要する。)、交通の途絶その他の競技者の責めに帰すことのできない出漕不能事由が生じた場合は、その届出に基づき、競漕委員会は交代を認めることがある。

第28条 (メンバー交代の禁止)

レースに1度出漕したクルーは、その後にメンバーを代えることはできない。ただし、競技者本人(シングルスカルを除く。)の急病または負傷(医師の診断書が必要)あるいは競技者本人に代替不

能な重大な事由が生じ、競漕委員会の承認を得たときはこの限りではない。

第29条 (棄権・放棄)

1 エントリー完了後予選の組合わせ抽選までに棄権しようとするクルーは、所属団体責任者の署名のある棄権届によって、組合わせ抽選会開始の1時間前までに競漕委員会に届け出なければならない。

2 組合わせ決定後のどのラウンドのレースであっても、棄権しようとするクルーは、所属団体責任者の署名のある棄権届によって、当該レースの発艇(スタート)定刻1時間前までに競漕委員会に届け出なければならない。

3 一度届け出た棄権は撤回することができない。

4 棄権したクルーは、以後のラウンドに進めない。ただし、決勝

レースもしくは順位決定レースの棄権については、当該レースの最下位とする。

5 無届けで出漕すべきレースに出漕しなかった場合(放棄)、競漕委員会は、当該クルーを除外(レッドカード)とする。この場合において、競技者の傷病その他の正当な理由によらない放棄であって、競漕委員会が対応相当と認めるときは、その申出に基づき、当協会理事会は、当該競技者およびその所属団体、並びにその加盟協会に対し、必要かつ適切な処置を科すことができる。

6 棄権・放棄をした場合、納めた出漕料は返還しない。

第30条 (ユニフォーム)

クルーは、出漕に際し統一したユニフォームを着用しなければならない。

第30条細則

- 1 ユニフォームの他に着用する帽子・鉢巻、アンダーシャツ、アンダーレギンスなどは統一されていなければならない。柄が相違しているものや色褪せにより外見が異なるものは、統一されているものとは認められない。
- 2 帽子および鉢巻は、統一したものであれば着用・非着用の者がいても構わない。ただし、帽子と鉢巻を併用する場合は、一体のもののみとする。
- 3 パーソナルアイテムは統一されている必要はない。

4 本条に違反した場合、その是正に従わないクルーは除外(レッドカード)となることがある。

改訂趣旨説明: 現状のユニフォームに関する取扱いを規定する。

- 1 柄の相違、色褪せなど外見が異なるものが不可であることを明示する。同一メーカー、同一品番、同一時期作成(購入)であっても外見が違えば認められない。特に迷彩柄や幾何学模様等の複雑なデザインのものには注意を要する。柄、模様配置、大きさによっては同じと認められないことがある。
- 3 パーソナルアイテム(眼鏡・サングラス、ネックレスなどのアクセサリー類、腕時計、指輪、手袋、サポーター、リストバンド、ヒジャブ、包帯等)は統一しなくても良い。

第31条 (ブレードの統一)

1 混成クルーを含め、出漕するクルー全員は、あらかじめ届け出た、クルー内で統一されたものと同じブレードカラー、デザイン、マークのオールを使用しなければならない。ただし、やむを得ない理由でブレードを統一できないことを競漕委員会

が承認したときはこの限りではない。

2 前項に違反した場合、そのクルーは除外(レッドカード)される。

第35条 (トラフィックルール他)

- 2 レース中、スタートエリアにいる回漕クルーは、競漕水域の外側でレース艇が通過するまで停止しなければならない。これに違反したクルーにはイエローカードが与えられる。なお、競漕水域の範囲は競漕委員会が大会の都度定める。
- 3 クルーはスタートライン(発艇線)上およびフィニッシュライン(決勝線)上で停止してはならない。本項に違反したクルーにはイエローカードが与えられることがある。

第35条細則

大会により、レース中、回漕クルーが競漕水域の外側で、レースの100メートル手前からレース艇が通過するまでの停止を指示されることがある。この場合、大会要項もしくは代表者会議により周知され、これに違反したクルーにはイエローカードが与えられる。

第36条 (使用レーンの指示[呼込み])

- 1 次のレースに出漕する待機クルーは、前のレースのクルーがすべてスタートエリアを去って、発艇員によってスタートエリアの安全が確認された後、発艇員から呼込みを受け、使用レーンおよびスタートまでの残り時間の指示を受ける。
- 3 各クルーは、発艇員が許可するより前に、競漕レーンに入っ

てはならない。

4 発艇員から使用レーンを指示されたクルーは、周辺の安全を確認し、すみやかに割り当てられたレーンに入らなければならない。そのレーン以外で練習することはできない。

第38条 (発艇定刻)

- 1 クルーは、発艇(スタート)定刻2分前までに所定のスタート位置に着かなければならない。これに違反したクルーは、発艇員によりイエローカードが与えられる。
- 2 クルーの責めに帰すことができない事由その他のやむを得ない理由により発艇(スタート)定刻に遅刻するクルーは、あらかじめその理由を最寄りの審判に伝え、審判長の許可を得なければならない。

3 遅延が長時間に及ぶ場合は競漕委員会の承認を必要とし、競漕委員会は、その対応を関係するすべてのクルーに告知しなければならない。

4 発艇員は、無断で発艇(スタート)定刻までに到着していないクルーを待つことなくスタートさせることができる。この場合、発艇員は到着していないクルーにレッドカードを与えるものとし、当該クルーは以後、競漕に参加することはできない。

第39条 (スタート手順)

- 1 発艇(スタート)定刻5分前から発艇員による分読みが始まる。分読みは、通常英語を用いるものとするが、ボート競技普及を主目的とした大会等で、事前に代表者会議等で告知した場合には、日本語で分読みを行うことができるものとする。分読みの号令は、「five minutes(ファイブミニッツ)」「(スタート5分前)」、「four minutes(フォーミニッツ)」「(スタート4分前)」、「threeminutes(スリーミニッツ)」「(スタート3分前)」、「twominutes(ツーミニッツ)」「(スタート2分前)」の順に行われる。
- 2 クルーは、発艇(スタート)定刻2分前までにユニフォームおよび装備を含め、発艇(スタート)の準備を整えなければならない。
- 3 「two minutes(ツーミニッツ)」「(スタート2分前)」の号令後、既に

イエローカードが与えられているクルーにその旨通告される。

この通告に対して異議の申立てがある場合、クルーは直ちに挙手して発艇員または主審に対してその旨を伝えることができる。この場合、発艇員または主審は、申立内容を判断し、口頭で決定内容を伝えなければならない。

4 クルーは、「two minutes(ツーミニッツ)」「(スタート2分前)」の号令後、発艇員の監督下に入り、スタートその他の指示に従わなければならない。

5 発艇の合図は、次の各号のいずれかによる。

(1)信号による発艇 一略一

(2) 旗による発艇

バウナンバー順に出漕クルーの名前が呼ばれ(ロールコール)、次に「attention(アテンション)」の予令後、明瞭な間において発艇旗が掲げられ、さらに明瞭かつ一定でない間において「go(ゴー)」の発艇(スタート)号令と同時に発艇旗が振りおろされる。

7 気象条件等正当な理由がある場合、発艇員の判断でクイックスタートが行われることがある。この場合、発艇員からあらかじめクイックスタートであることが伝えられ、ロールコールに代え、「クイックスタート」と発せられ、以降は通常の手順に従って行われる。

9 各クルーは、ロールコールが終わるまでに艇の方向を定めな

ければならず、この不備を理由に発艇(スタート)猶予を求めることはできない。

10 正常な発艇(スタート)ができない場合、発艇(スタート)号令がやり直されることがある。この場合、「スタートやり直し」の号令の後、ロールコールから再開される。

第39条 第5項細則

クルーは、ロールコール終了後、いつでもスタートできる体勢にしておく責任があり、クルーから発艇猶予を求めることは認められない。

第40条 (フォルス[不正]スタート)

1 スタートに際して、予令後、発艇(スタート)前にクルーが漕ぎ始め、かつスタートラインを越えた場合、線審はこれをフォルススタートと認定する。

2 線審・発艇・主審は、フォルススタートを認めたときは、当該レースを中止させなければならない。

3 レースの中止の動作は、次のとおりとする。

- ① 鐘を鳴らす。
- ② 赤旗を振る。
- ③ 「止まれ(もしくはストップ)、レース中止！」と発声する。

この動作・発声は全艇が停止するまで、反復継続しなければならない。

4 フォルススタートに対する警告は、次のとおりとする。

(1) 線審はフォルススタートを行ったクルー名を発艇員に伝え、発艇員は当該クルーにイエローカードを与える。

(2) もし複数のクルーがフォルススタートを行った場合、線審は、意図的かつ先導的にフォルススタートを引き起こしたクルー(単独とは限らない)と、その艇・クルーの動きに誘発されて受動的にフォルススタートに至ったクルーを区別し、発艇員に伝える。発艇員は前者にイエローカードを与え、後者は処分しない。

5 同じレースで2度フォルススタートを行うと除外(レッドカード)となる。

第41条 (正常でないスタート)

1 適切なスタートではなかったが、その責任がクルーにはない場合、線審もしくは発艇員または主審は、「正常でないスタート」と認定する。

2 発艇員以外の誰かが(クルー内、クルー外を問わない)偽のスタート号令を発したり、フォルススタートをする等し、それに反応してクルーが漕ぎだした場合も、前項に準じるものとする。

3 第2項の原因を引き起こしたクルーには、イエローカードが与えられる。

4 「正常でないスタート」であった場合、レースは止められ、原則としてスタートをやり直す。

5 再スタートの手順は、前条の定めによる。

第42条 (スタートでの異議申立)

スタートでイエローカードもしくはレッドカードを受けたクルーは、その場で主審または発艇員に直接異議を申し立てることができる。主審または発艇員は、その異議に対して直ちに決定を行い、即座

に異議を申し立てたクルー、当該レースの他のクルー、および審判長と他の大会役員にその決定を伝えなければならない。

第44条 (レース中のクルーの責任)

1 レース中、各クルーは自己のレーンを漕行しなければならない。他のレーンに侵入し、接触または妨害をしてはならない。他のレーンに侵入し自己を有利にした場合は、主審の決定に従わなければならない。

2 同じ団体の複数のクルーが同じレースに出漕し、その内の1

艇が共謀もしくは故意により他艇に接触または妨害した場合、当該レースに参加していたこの複数のクルー全部にレッドカードが与えられて除外となり、さらに悪質と判断される場合は、これらのクルーは失格となってその大会の競漕資格を失うことがある。

第46条 (主審のクルーへの指示:警告)

1 原則として、主審からクルーに対し、進路または操舵に関する指示は与えられない。ただし、次の各号の場合、主審から白旗で警告が与えられ回避すべき方向が示される。

- (1) 自己のレーンを外れて他艇を妨害する危険がある場合
- (2) 自己のレーンを外れて、他艇または航行を妨げる物その他と接触・衝突を起こす危険がある場合
- (3) 自己を有利にしている場合

2 クルーは前項各号の場合、主審からレッドカード(除外)が与えられることがある。

3 航行を妨げる物その他により、クルーに危険が生じる可能性がある場合、特定のクルーに対し主審から操舵指示をされることがある。

4 同一レースで注意を繰り返す場合、注意に従おうとしない場合、当該クルーはイエローカードを受けることがある。

第47条 (レースの中止等)

- 1 レースに参加したクルーが、接触、妨害あるいは自己を有利にした場合、その責任の帰属は主審により決定され、次の各号のいずれかの措置が採られる。
 - (1) レースの結果に影響を及ぼさない場合は、不問とする。ただし、責任のあるクルーにはイエローカードが与えられることがある。
 - (2) レースを続行し、その着順に従って順位が決まる。ただし、責任のあるクルーにはレッドカードが与えられて除外となり、他のクルーによって再レースが行われることがある。
 - (3) 主審の赤旗と鐘によりレースが中止され、責任のあるクルーにはレッドカードが与えられて除外となり、他のクルーで再レースが行われる。
- 2 再レース実施の判断および対象クルーの決定は主審により行われ、その対象は着順に影響があったクルーのみとする。
- 3 レース中、天候の急変その他の事由で、安全確保が困難であると主審によって判断された場合、レースが中止されることがある。
- 4 再レースを行う場合、競漕委員会は、再レースに関する事項を決定し、再レースに参加するクルーおよび大会関係者に告知しなければならない。

第47条第1項第3号細則

主審は、レースを止める場合、即座に鐘を振り鳴らし、赤旗を頭上で振って、同時に「止まれ！レース中止！」と大きく号令する。

第48条 (特定クルーに対する停止等)

- 1 主審は、特定の艇が自己のレーンを外れて、回漕レーンあるいはさらに外の航行を妨げる物その他に衝突する危険が切迫している場合、レースを中止せずに、レース中の特定の艇のみを停止させることができる。
- 2 主審は、レース全体を止めるのか、特定の艇のみを止めるのかを、相当の注意をもって慎重かつ瞬時に判断しなければならない。

第48条第1項細則

- 1 主審は、レース中の特定のクルーを止める場合、白旗を頭上に真直ぐ揚げ、当該クルー名を呼び、「止まれ！」と当該クルーが止まるまで大きく号令し続ける。
- 2 他艇を接触または妨害する危険が生じる場合等に、レース中の特定の艇のみを停止させる処置をとるときは、代表者会議等で事前に周知する。

第50条 (レース中の艇の故障等)

- 1 レース(マスターズ大会を除く。)中の不可抗力による不利益や影響、または艇の故障等を理由に、クルーはレースの中止を求めることはできない。
- 2 レースに参加したクルーは、レース中に受けた損傷、レース中の不可抗力による不利益や影響、または艇の故障を理由に、レースの延期または無効を主張することができない。

第54条 (レースの漕了)

- 1 スタートした各クルーは、その艇首がフィニッシュラインに到達したとき、そのレースを漕了したものとす。
- 2 レースに参加した全艇がフィニッシュラインに到達した後、クルーからの異議申立もなく、そのレースが正常に行われたと認めるときは、主審は遅滞なく白旗を掲げて、その旨を全クルーと判定員に知らせなければならない。各クルーは、白旗が掲げられるまでフィニッシュエリア内に留まっていなければならない。
- 3 レース中に問題が生じ、その着順がフィニッシュライン到達順にならない可能性があるとき、主審は赤旗をかかげ、全クルーと判定員に知らせなければならない。

第54条 第3項細則

主審から赤旗が掲げられた場合、各クルーは主審から指示があるまでその場に待機しなければならない。

第57条 (参加・欠員)

- 1 いかなるクルーも、定員を欠いてレースに参加することはできない。
- 2 レース中、故意によらず漕手が水中に落ち、その漕手を欠いたままフィニッシュラインに到達した場合、当該クルーは漕了したものとみなし着順を付与する。
- 3 舵手を欠いてフィニッシュラインに到達したクルーは失格となる。
- 4 漕手が落水したとき、落水後、自力で乗艇し、フィニッシュラインに到達した場合には着順を認める。

第57条細則

- 1 漕手が落水した場合、安全および健康面並びにレース運営上の支障等を考慮し、漕手の意思・意向に関わらず主審は救助を優先させることがある。
- 2 レース中に落水し、決勝線に到達できなかった場合、又は他者の支援を受け、もしくは岸等を利用して乗艇した場合は、DNFと記録される。

第59条 (レース未漕了)

- 次のクルーはレースを漕了していないのでレッドカード(除外)となり、以降の当該種目の全ラウンドに出漕できない。ただし、決勝、順位決定戦では、最下位となる。
- (1) 棄権、放棄、発艇(スタート)定刻に遅れたためにレースに参加できなかったクルー:「DNS」(スタートしなかった)と記録する。
 - (2) スターターの発艇(スタート)号令にかかわらずスタートしなかったクルー:「DNS」(スタートしなかった)と記録する。
 - (3) 主審の宣告を待たずにレースを中止し、フィニッシュラインに到達しなかったクルー:「DNF」(フィニッシュしなかった)と記録する。

第61条(クルー関係者の禁止事項)

- クルー関係者は、次の各号の行為を行ってはならない。
 - 競漕委員会の許可なく、レース中、コースに沿ってクルーに伴走すること。
 - 競漕委員会の許可を得ている場合においても、道路交通法に違反(電子機器類操作しながらの運転・歩行、交通弱者保護違反など)したり、警察官、警備員等の指示に従わないこと。
 - 審判長の許可なく、クルーに関係ある船艇をレースに随伴させること。
 - レース中、その手段・方法を問わず、艇外からクルーに助

言や指示を与えること。

- 競漕委員会および審判長は、前項に違反したクルー関係者および当該クルーに、イエローカードその他の対応のペナルティーを科すことができる。

第61条第1項第4号細則

クルー関係者は、定められた場所において応援することができる。この場合、拡声器等の電気式機器を用いてはならない。伴走や応援についての大会ごとの制限については大会要項および代表者会議で周知される。

第63条(厳禁事項)

クルー関係者は、次の各号の行為を行ってはならない。

- レースに参加するために出艇する艇内に無線通信機や携帯電話機等の通信機器類を持ち込むこと(使用の有無は問わない。)
- 水の自然物性・水質または水と船体の境界面の物性を変えるような物質または構造の使用

- 各種検査、検量、テストの拒否、妨害、陥れ。

第63条細則

審判長は本条1号について、競漕委員会は本条2、3号について、違反したクルーを失格とし、必要に応じて所属団体並びに加盟協会に対し適切な処置を行うものとする。

第64条(電子的通信装置許可データ)

- レース中(航行ルールが適用されている全時間帯)のクルーに提供が許されるデータは、以下の情報のみとする。
 - タイム
 - ストローク・レート
 - 艇速/加速度、距離
 - 心拍数
- 前項の情報は「許可データ」と呼ばれ、「許可データ」を収集す

るための機器や装置の持込みは許可される。さらに、「許可データ」を加工した情報がレース後の使用の目的のためにレース中記録されることも許可される。

- クルーもしくはその関係者は、前2項で許可されたもの以外データや情報を、レース中に計測、記録、保存、送受信してはならない。

第74条(異議申立)

- レースに関する、クルーから審判に対しての異議申立は、当該審判(第一段階)、不服審査委員会(第二段階)、裁定委員会(第三段階)の順とする。
- 前項の第一段階の異議は、主審により白旗が掲げられるまでに、クルーから拳手等の明示の方法で、主審に申し出なければならない。

第74条 第2項細則

主審は漕了後の異議申し立てに対し、次の各号の措置を行う。

- 異議を却下する場合、白旗を掲げる。
- 異議を審議する場合は赤旗を掲げ、着順表作成を保留し、その後裁定を下す。

第75条(不服申立)

- 前条第2項の異議を排斥した審判の決定に対して不服がある競技者は、当協会所定の書式により、当該決定の告知後1時間以内に、その所属団体の代表者もしくは代理人を通じる等して、審判の資格を有する者3名(当該決定を下した審判以外の者)で構成される不服審査委員会に対し、不服を申し立てることができる。この不服申立に際し、費用の負担は要しない。
- 不服申立を受けた不服審査委員会は、大会の運営・進行など

に支障のないよう、速やかに審査を行い、その審査結果を申立人に告知するものとする。

- 不服を棄却(不服に理由のない場合)もしくは却下(不服申立の要件を欠く場合)する決定に対しては、その告知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、裁定委員会規定の定めるところにより、裁定の申立をすることができる。